

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和7年4月21日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5813-0037（営業時間内） * ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 日の出居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	日の出指定居宅介護支援事業所
所在地	東京都足立区日ノ出町27-4-112
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 第1372100964号)
サービスを提供する地域	足立区

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者(兼務)	主任介護支援専門員	(1名)		事業の総括 介護支援専門員兼務	(1名)
介護支援専門員	主任介護支援専門員	1名以上		ケアプラン作成、給付管理、連絡調整等	1名以上
	介護支援専門員	1名以上			

(3) 営業時間

平日	午前9時～午後5時
休業日	日曜日、祝日、年末年始(12/31～1/3)

* 緊急連絡電話 03-5813-0037

24時間連絡体制 上記の営業日及び営業時間以外につきましても24時間の連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています。

(4) 当事業所の居宅介護支援の特徴等

○事業の目的

社会福祉法人東京蒼生会が開設する日の出指定居宅介護支援事業所(以下「事業所という」)が行う指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

○運営の方針

- ① 事業の適正な運営を確保し、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し適正な支援を提供いたします。
- ② 介護支援専門員は、利用者の状況や環境等に応じ、可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営めるよう、利用者の立場に立って援助を行います。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の意志および人格を尊重し、選択に基づき、適切なサービスが総合的・効率的に提供されるよう中立公平な立場にたって援助します。
- ④ 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関と綿密に連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 利用料金

- | | |
|---------|--|
| (1) 利用料 | 事業所が提供する居宅介護支援に対する料金は、別に定める【契約書別紙】の通りです。 |
| (2) 交通費 | 前記2の(1)の地域以外の方は別途交通費を請求します。 |
| (3) 解約料 | 文書で通知することで契約を解約することができ、一切料金はかかりません。 |
| (4) その他 | 料金が発生する場合、現金でお支払いください。 |

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の介護支援専門員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所については、複数の事業所から紹介を求める事や、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出されればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ お客様の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援1・2と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合
- ・ 2ヶ月以上に渡り、サービスのご利用がない場合

④ その他

- ・ お客様の要介護認定区分が、要介護から非該当(自立)または要支援1・2に変更になった場合は、各地域の地域包括支援センターへ紹介します。
- ・ お客様やご家族などが当事業所や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

5. 事業所としての取り組み

(1) 感染症対策と業務継続に対する取り組み

感染症の発生及び災害が発生した場合であっても、業務継続に向けた取り組みを実施し必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整えます。

(2) 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための体制を整えます。

(3) 事業所の職員が感染・急病・交通事故・ケガなどにより意思の疎通が出来ない状況等で利用者情報を緊急に把握する必要がある場合、代わりの居宅介護支援事業所に対して、居宅サービス計画書の内容や介護サービスの利用情報を開示いたします。

(4) 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- ・ 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- ・ 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- ・ その他ハラスメント防止のために必要な措置

6. 第三者評価の実施状況

- (1)実施の有無 有
(2)実施日 2023年12月18日
(3)評価機関の名称 株式会社日本生活介護
(4)評価結果の開示情報 とうきょう福祉ナビゲーション(ホームページ内)

7. ケアマネジメントの公正中立の確保

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は【別紙】のとおりである。

8. サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 管理者 鏡 美子

電話 03-5813-0037

② 当事業所に直接相談しにくい場合

当法人第三者委員

事業所に連絡先などを掲示しています。

③ その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・担 当 基幹地域包括支援センター

電話 03-6807-2460

(〒123-0872 足立区江北5-14-5 すこやかプラザあだち3階)

・直通電話

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

電話 03-6238-0177

・介護保険課

事業者指導係

電話 03-3880-5111(大代表)

9. 当法人の概要

名称・法人種別

社会福祉法人 東京蒼生会

本部所在地

東京都東村山市富士見町二丁目1番地3

電話

042-391-2578

定款の目的に定めた事業

1. 第一種社会福祉事業

(イ)養護老人ホーム万寿園の設置経営

(ロ)特別養護老人ホーム第二万寿園の設置経営

(ハ)軽費老人ホーム第三万寿園の設置経営

(ニ)母子生活支援施設ポルテあすなろの経営

(ホ)特別養護老人ホームさのの設置経営

(ヘ)養護老人ホーム大森老人ホームの設置経営

2. 第二種社会福祉事業

(イ)老人デイサービスセンター(寿デイ・サービスセンター)の設置経営

(ロ)老人デイサービスセンター(足立区さのデイ・サービスセンター)の設置経営

(ハ)老人デイサービスセンター(足立区日の出デイ・サービスセンター)の設置経営

(ニ)老人デイサービスセンター(足立区谷中デイ・サービスセンター)の設置経営

(ホ)老人短期入所事業(特別養護老人ホーム第二万寿園)の設置経営

(ヘ)老人短期入所事業(特別養護老人ホームさの)の設置経営

(ト)老人居宅介護支援等事業(寿ヘルパーステーション)の設置経営

3. 公益事業

(イ)指定居宅介護支援事業

① 寿居宅介護支援事業所

- ② さの指定居宅介護支援事業所
- ③ 日の出指定居宅介護支援事業所
- (ロ) 地域包括支援センター
 - ① 東村山市西部地域包括支援センター
 - ② 足立区地域包括支援センターさの
 - ③ 足立区地域包括支援センター日の出
 - ④ 足立区地域包括支援センター千住本町

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者氏名 _____ 印

契約締結日 令和 年 月 日

契約氏名
事業者

所在地 東京都足立区日ノ出町27番4ー112
 名称 日の出指定居宅介護支援事業所 (東京都 第1372100964号)
 代表者 渡部 敦子 印

私は、重要事項説明書により、事業者から居宅介護支援について説明を受け了承しました。

なお、制度改定による金額の変更や、内容に変更が生じた場合には、変更点について書面をもって説明を受け、内容の変更に応じます。

利用者	住所	足立区	
	氏名	_____	印
(代理人)	住所	_____	
	氏名	_____	印
	続柄	_____	